

○ 愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則

(平成 7 年 2 月 27 日
(平成 7 年 規則第 1 号)

改正	平成 7 年 6 月 12 日規則第 4 号	平成 19 年 8 月 31 日規則第 13 号
	平成 7 年 6 月 30 日規則第 7 号	平成 20 年 12 月 10 日規則第 3 号
	平成 7 年 8 月 18 日規則第 8 号	平成 21 年 11 月 4 日規則第 9 号
	平成 8 年 2 月 29 日規則第 2 号	平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号
	平成 8 年 7 月 1 日規則第 3 号	平成 22 年 6 月 18 日規則第 6 号
	平成 9 年 2 月 27 日規則第 2 号	平成 23 年 6 月 23 日規則第 4 号
	平成 10 年 3 月 31 日規則第 14 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 5 号
	平成 10 年 12 月 1 日規則第 18 号	平成 25 年 2 月 28 日規則第 3 号
	平成 11 年 2 月 23 日規則第 2 号	平成 26 年 2 月 20 日規則第 6 号
	平成 12 年 7 月 3 日規則第 4 号	平成 26 年 3 月 7 日規則第 7 号
	平成 12 年 12 月 1 日規則第 6 号	平成 27 年 3 月 9 日規則第 5 号
	平成 13 年 4 月 27 日規則第 4 号	平成 27 年 9 月 30 日規則第 6 号
	平成 14 年 6 月 28 日規則第 10 号	平成 28 年 2 月 29 日規則第 4 号
	平成 15 年 2 月 27 日規則第 4 号	平成 29 年 12 月 18 日規則第 10 号
	平成 16 年 3 月 5 日規則第 3 号	平成 30 年 6 月 28 日規則第 7 号
	平成 17 年 2 月 25 日規則第 1 号	令和 2 年 2 月 14 日規則第 5 号
	平成 18 年 2 月 28 日規則第 1 号	令和 4 年 11 月 21 日規則第 9 号
	平成 18 年 3 月 31 日規則第 5 号	令和 5 年 6 月 28 日規則第 9 号
	平成 19 年 2 月 28 日規則第 7 号	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号。）第34条の3の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）の臨時の支出に対する資金の貸付けに關し必要な事項を定めるものとする。

（平10規則18、平13規則4、平19規則13・一部改正）

(貸付金の財源)

第2条 貸付金の財源は、組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理からの借入金並びに短期経理からの借入金（第3条第6項に規定する高額医療貸付及び同条第7項に規定する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。

（平19規則7、平21規則9、平27規則6、平28規則4、平29規則10・一部改正）

第2章 貸付け

(貸付けの種類)

第3条 貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付及び出産貸付とする。

2 普通貸付は、次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。

- (1) 組合員の生活必需物品の購入
- (2) 前号のほか、理事長が特に必要があると認めたとき。

- 3 住宅貸付は、組合員が自己の用に供するため住宅を新築し、増築し、改築し、修理し、若しくは購入し、又は住宅の敷地を購入するため、臨時に資金を必要とするときに行う。
- 4 災害貸付は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。
 - (1) 災害家財貸付 組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）及び盜難等による損害
 - (2) 災害住宅貸付 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害
 - (3) 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害（法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る。）
- 5 特別貸付は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる事由により資金を必要とするときに行う。
 - (1) 医療貸付 組合員又はその被扶養者の療養（法第62条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給の対象となる療養を除く。）
 - (2) 入学貸付 組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。次号において同じ。）の入学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（以下「高等学校等」という。）に入学する場合に限る。）
 - (3) 修学貸付 組合員又はその被扶養者の修学（高等学校等において修業している場合に限る。）
 - (4) 結婚貸付 組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻
 - (5) 葬祭貸付 組合員の配偶者、子、父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭
- 6 高額医療貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのために臨時に資金を必要とするときに行う。
- 7 出産貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。）が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。
 - (1) 法第63条第1項に規定する出産費（以下「出産費」という。）の支給の対象となる組合員の出産（妊娠4月以上（85日以上をいう。以下同じ。）の異常分べん又は母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく妊娠4月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。次号において同じ。）
 - (2) 法第63条第3項に規定する家族出産費（以下「家族出産費」という。）の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産

(借受人の資格)

第4条 組合員（任意継続組合員を除く。）は、組合員資格を取得した日（前条第2項及び第5項第2号から第4号までに規定する貸付けにあっては、組合員期間（法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む。以下同じ。）が6月以上となった日、前条第3項に規定する貸付けにあっては、組合員期間が1年以上となった日）から貸付けを受けることができるものとする。ただし、この規則による同種の貸付け（特別貸付を除く。）を受けている者は、この限りでない。

- 2 任意継続組合員は、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。
 - 3 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 出産予定日までの2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）の組合員又は出産予定日までの2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）の被扶養者を有する組合員
 - (2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者
- （平13規則4・全部改正、平21規則9、平26規則7、令2規則5、令5規則9・一部改正）

(貸付金の限度額)

第5条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 普通貸付 給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当するものとして次のアからエまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該アからエまでに定めるものをいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
 - ア 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（ウに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料
 - イ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちア及びウに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

- ウ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者 その支給を受ける報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する報酬をいう。）
- エ 第4条に規定する借受資格を有する者のうちアからウまでに掲げる者以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与
- (2) 住宅貸付 貸付けの申込みをする時における給料に、別表第1に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表に掲げる月数を乗じて得た額に相当する金額（当該金額が1,800万円を超えるときは、1,800万円）
- (3) 災害貸付 次のアからウまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれアからウまでに掲げる金額
- ア 災害家財貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは、200万円）
- イ 災害住宅貸付 前号に規定する住宅貸付の額（ウにおいて「住宅貸付額」という。）に相当する金額
- ウ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額（当該金額が1,900万円を超えるときは、1,900万円）
- (4) 特別貸付 次のアからオまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額
- ア 医療貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が100万円を超えるときは、100万円）
- イ 入学貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは、200万円）
- ウ 修学貸付 当該貸付の対象となる高等学校等において定められる修業年限の年数を限度として当該修業年限の年数1年につき180万円。ただし、修業年度の中途から貸し付ける場合にあっては、15万円に貸付けの申込みがあった日の属する月の翌月から起算して当該高等学校等の当該学年の終業の月までの月数を乗じて得た額とする。
- エ 結婚貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- オ 葬祭貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- (5) 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、施行令第23条の3の2の規定により同条第1項第1号イからヘまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額
- (6) 出産貸付
- イ 組合員の出産については、一の貸付事由（多胎出産の場合は、一産児べん

出ごとに一の貸付事由) ごとに出産費に相当する額

口 被扶養者の出産については、前記イの一の貸付事由ごとに家族出産費に相当する額

2 前項第2号又は第3号イの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。

- (1) 組合員期間3年未満の組合員 100万円
- (2) 組合員期間3年以上7年未満の組合員 400万円
- (3) 組合員期間7年以上12年未満の組合員 700万円
- (4) 組合員期間12年以上17年未満の組合員 900万円
- (5) 組合員期間17年以上の組合員 1,100万円

3 第1項第3号ウの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。

- (1) 組合員期間3年未満の組合員 150万円
- (2) 組合員期間3年以上7年未満の組合員 450万円
- (3) 組合員期間7年以上12年未満の組合員 750万円
- (4) 組合員期間12年以上17年未満の組合員 950万円
- (5) 組合員期間17年以上の組合員 1,150万円

4 要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）にあっては、第1項第2号若しくは第3号（アを除く。）又は第2項若しくは第3項に規定する額に300万円を限度とする額を加算した金額を貸付額とすることができる。

5 第3条第1項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以下この項において同じ。）を併せて行う場合におけるそれぞれの貸付けの合算額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を超えることができない。ただし、第4号及び第5号の場合において理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（災害再貸付及び特別貸付を除く。）とを併せて行う場合 第1項第2号若しくは第3号イ又は第2項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあっては、当該金額に300万円を加算した金額）
- (2) 普通貸付と特別貸付とを併せて行う場合 第1項第2号又は第2項に規定する金額
- (3) 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付（災害再貸付を除く。）と併せて行う場合 第1項第3号イ又は第2項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあっては、当該金額に300万円を加算した金額）
- (4) 災害再貸付とその他の貸付け（特別貸付を除く。）と併せて行う場合 第1項第3号ウ又は第3項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあっては、当該金額に300万円を加算した金額）

(5) 一の貸付事由による特別貸付とその他の貸付け（他の貸付事由による特別貸付を含む。）とを併せて行う場合（第2号の場合を除く。）一の貸付事由に係る第1項第4号の金額と第1号に規定する金額を合算した金額

6 愛知県都市職員共済組合財形住宅貸付規程（昭和54年愛知県都市職員共済組合規程第3号）第1条に定める財形住宅貸付（以下「財形住宅貸付」という。）を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（災害家財貸付を除く。第9条第5項において同じ。）に係る第1項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。

7 前各項の貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（平8規則2、平12規則6、平13規則4、平21規則9、平22規則6、平24規則5、平27規則5、平27規則6、平28規則4、平30規則7、令4規則9・一部改正）

（貸付金額の単位）

第6条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める単位とする。

(1) 普通貸付又は特別貸付（修学貸付を除く。）にあっては、最低限を10万円とし、10万円を単位とする。ただし、修学貸付にあっては、1月につき15万円を単位とする。

(2) 住宅貸付又は災害貸付にあっては、最低額を100万円とし、50万円を単位とする。

(3) 高額医療貸付又は出産貸付にあっては、1千円を単位とする。

（平12規則6、平21規則9、平27規則5・一部改正）

（貸付利率）

第7条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。）から、当該各号に定める利率とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。

(1) 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%（災害貸付にあっては年0.93%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあっては年1.00%）

(2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%（災害貸付にあっては年1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年1.50%）

(3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%（災害貸付にあっては年1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年2.00%）

(4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%（災害貸付にあっては年2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年2.50%）

(5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年3.26%（災害貸付にあっては年2.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年3.00%）

(6) 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.76%（災害貸付にあっては年

3. 43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年3.50%)

(7) 基準利率が3.5%を超える場合 年4.26% (災害貸付にあっては年3.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.00%)

(8) 基準利率が4.0%を超える場合 年4.76% (災害貸付にあっては年4.43%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.50%)

(9) 基準利率が4.5%を超える場合 年5.26% (災害貸付にあっては年4.93%、在宅介護対応住宅貸付にあっては年5.00%)

(10) 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.26%を加えた利率 (災害貸付にあっては基準利率に0.07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあっては基準利率)

2 貸付金の利息に円位未満の端数を生じたときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを切り上げるものとする。

3 高額医療貸付及び出産貸付に係る利息は、付さないものとする。

(平12規則4、平18規則1、平21規則9、平22規則6、平27規則6、平29規則10・一部改正)

(債権の保全及び貸付保険)

第7条の2 借受人は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。）の適用を受けるものとする。

(1) 普通貸付、災害家財貸付及び特別貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）
官公庁等共済組合一般資金貸付保険

(2) 住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険

(平18規則5・追加、平21規則9、平22規則5・一部改正、平24規則5・全部改正、平26規則6・一部改正)

(団体信用生命保険)

第7条の3 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込む者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

(平24規則5・追加)

(住宅建築義務)

第8条 住宅の敷地を購入するため住宅貸付を受けた者は、貸付けの時から5年以内に住宅の建築に着手しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、その期限を5年間を限度として延期することができるものとする。

第8条の2 削除

(平18規則5・追加、平22規則5、平24規則5・一部改正、平26規則6・削除)

第3章 債還

(償還期間及び金額)

第9条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で別表第2に定める償還月数表により、最終回の償還額を除き、毎月元利均等により償還（以下「毎月償還」という。）するものとする。

- (1) 普通貸付 貸付けを受けた月の翌月から120月
 - (2) 住宅貸付 貸付けを受けた月の翌月から360月
 - (3) 特別貸付のうち医療貸付、入学貸付、結婚貸付及び葬祭貸付 貸付けを受けた月の翌月から120月
 - (4) 特別貸付のうち修学貸付 当該貸付けの対象となった修学が終了した日又は高等学校等の修業年限を満了した日のいずれか早い日の属する月（借受人から申出があった場合において、修業年限の満了前に償還を開始することについて、理事長が特に必要と認めた場合には、その認めた日の属する月）の翌月から150月
- 2 住宅貸付又は災害貸付にあっては、前項の規定にかかわらず、貸付金の2分の1に相当する額を毎月償還とし、貸付金の2分の1に相当する額を貸付金の交付を受けた日の属する月後、最初に到来する6月又は12月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）の支給月から、最終回の償還額を除き、ボーナスの支給月ごとに元利均等により償還（以下「ボーナス併用償還」という。）することができるものとする。
- 3 災害貸付については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、償還期間外において1年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から償還するものとする。
- 4 修学貸付にあっては、当該貸付けの対象となった修学が終了する月までの期間に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から償還するものとする。
- 5 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、第3項の規定にかかわらず、償還期間外において3年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期間に係る利息は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率とする。
- (1) 基準利率が1.0%以下の場合 年0.72%
 - (2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.22%
 - (3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年1.72%
 - (4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.22%
 - (5) 基準利率が2.5%を超え3.0%以下の場合 年2.72%
 - (6) 基準利率が3.0%を超え3.5%以下の場合 年3.22%
 - (7) 基準利率が3.5%を超え4.0%以下の場合 年3.72%
 - (8) 基準利率が4.0%を超え4.5%以下の場合 年4.22%
 - (9) 基準利率が4.5%を超え5.0%以下の場合 年4.72%

(10) 基準利率が5.0%を超える場合 基準利率に0.28%を減じた利率

- 6 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業（同法第19条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第11条第1項の規定により介護休業をしている場合において、第1項及び第2項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。
- 7 借受人は、未償還元金の全部又は一部を利息とともに随時償還することができる。ただし、修学貸付の修学期間中における元金の一部の償還は、この限りでない。
- 8 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付けに係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないとときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。
- 9 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、任期の定めのある職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定めるところにより毎月元利均等により償還するものとする。

（平8規則2、平9規則2、平13規則4、平14規則10、平17規則1、平18規則1、平21規則9、平22規則6、平24規則5、平26規則7、平27規則5、平27規則6、平29規則10、令2規則5・一部改正）

（即時償還）

第10条 理事長は、借受人が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取消し、当該借受人に対し、未償還元金及び利息の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。（高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。ただし、地方公務員法第3条第3項第1号に定める特別職である組合員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長を含む。）が、退職手当の支給を受けた後においても引き続き組合員である場合にあっては、この限りでない。
- (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

- 2 理事長は、借受人から未償還元金及び利息の償還を受けることが困難であると認めたときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものと

する。

(平13規則4、平18規則5、平21規則9、平24規則5・一部改正)

(行為の制限)

第11条 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に貸し付けること。
- (2) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

(平27規則5・一部改正)

第11条の2 削除

(平18規則5・追加、平26規則6・削除)

第4章 雜則

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

第12条 理事長は、法に基づく他の組合又は国の組合からこの規則に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するため資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

2 第14条第1号から第6号までの規定は、前項に規定する貸付けについて準用する。ただし、他の組合又は国の組合において、同条第1号及び第2号に規定する審査基準と同程度の審査を経て貸し付けられたものであると認められる貸付けについては、同条第1号及び第2号の規定を適用しないことができる。

(平23規則4、平26規則6・一部改正)

(退職派遣者が職員として採用された場合の貸付け)

第13条 理事長は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして同条（第3項を除く。）の規定を適用するものとされた者（以下「退職派遣者」という。）が、派遣期間中に金融機関等（臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する「その他貯金の受入又は資金の融通を業とするもの」を除く。以下「金融機関等」という。）からこの規則に定める貸付金と同種の貸付けを受け、退職派遣者が職員として採用された場合において、当該貸付金を返済するために資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。

(平14規則10・追加、平16規則3、平20規則3・一部改正)

(貸付けの申込みの制限)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者（高額医療貸付及び出産貸付にあっては、第6号に該当する者）は、貸付けの申込みができないものとする。

- (1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額（ボーナスからの償還額を除く。以下この条において同じ。）の合計額と他の金融機関等（貯金の受入又

は資金の融通を業とする者及び互助会を含む。以下、この項において同じ。)からの借入金に対する毎月の償還額の合算額(以下「月例償還額」という。)が、給料(第5条第1項に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により給与条例等の規定に基づき給料の一部が減額されている者(以下「部分休業等減額者」という。)にあっては、減額後の給料とする。)の100分の30に相当する額を超える者。ただし、連帯債務については、支払っている償還額の2分の1に相当する額を本人分の償還額として加算するものとする。

- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に12を乗じて得た額及びボーナスの支給月における当該ボーナスからの償還額(他の金融機関等に対するボーナスからの償還額を含む。)に2を乗じて得た額の合計額が、給料(部分休業等減額者にあっては、減額後の給料とする。)に12を乗じて得た額及びボーナスの額(この場合、給料(部分休業等減額者にあっては、減額後の給料とする。)に4を乗じて得た額をボーナスの額とみなす。)の合計額の100分の30に相当する額を超える者。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。
- (3) 給料の全部の支給が停止されている者又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている者。
- (4) 給料(第5条第1項第1号ウに規定する報酬を除く。)その他の給与(地方自治法第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。)若しくは報酬の差押え又は保全処分を受けている者。
- (5) 貸付事故者に係る貸付けの取扱基準第2項に定める貸付事故者になった者。
- (6) 貸付けの申込みが不適当であると認められた者。

(平10規則18・追加、平12規則6・一部改正、平14規則10・旧第13条繰下・一部改正、平15規則4、平18規則5、平19規則13、平21規則9、平22規則5、平23規則4、平25規則3、平26規則6、平28規則4、令4規則9・一部改正)

(委任)

第15条 この規則で定めるもののほか、貸付事業の実施に関し必要な事項は、規程で定める。

(平10規則18、平12規則6・一部改正、平14規則10・旧第14条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日の前において廃止前の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程(昭和43年愛知県都市職員共済組合規程第1号。以下「廃止前の旧組合員貸付規程」という。)により現に貸付中の貸付金は、この規則による貸付金とみなす。
 - 3 廃止前の旧組合員貸付規程により行われた手続きについては、この規則により行った手続きとみなす。
- (借換貸付の特例)
- 4 理事長は、派遣法第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員(以下「派遣職員」という。)が、平成16年3月31日までに、金融機関等(その他貯金の

受入又は資金の融通を業とする者を除く。) からこの規則に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた場合は、派遣職員が職務に復帰し当該貸付金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを行うことができる。

(平16規則3・追加、平29規則10・旧第6項繰上)

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

- 5 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第2条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理とすることができます。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

(平29規則10・追加)

附 則 (平成7年6月12日規則第4号)

この規則は、公告の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

(専決年月日 平成7年4月13日)

(在宅介護対応住宅の新特例期間中及び特例期間中の貸付利率の特例)

附 則 (平成7年6月30日規則第7号)

この規則は、公告の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

(専決年月日 平成7年6月30日)

(普通及び特別貸付に係る貸付利率の特例)

附 則 (平成7年8月18日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 貸付規則附則第4項の規定は、平成7年8月1日(以下「適用日」という。)前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令(昭和62年政令第32号)第1条第6号に掲げる利率(以下「資金運用部預託金利率」という。)が年5.25%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第10条(即時償還)第

1 項各号の事由に該当するものを除く。) を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、資金運用部預託金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切り替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（専決年月日 平成7年8月17日）

附 則（平成8年2月29日規則第2号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
2 改正前の規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年7月1日規則第3号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年2月27日規則第2号）

改正 平成27年3月9日規則第5号

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条第5項の規定については、公告の日から施行する。

（入学貸付の貸付条件等の改正に伴う規定の整備）

附 則（平成10年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
(利息等に関する経過措置)
- 2 貸付規則附則第4項の規定は、平成10年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日におけ

る利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条第6号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年5.25%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、資金運用部預託金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成10年12月1日規則第18号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月23日規則第2号）

改正 平成13年4月27日規則第4号

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成12年7月3日規則第4号）

この規則は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、別表第1の改正後の規定は、平成12年10月分以後の貸付けから適用し、平成12年9月分以前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月1日規則第6号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日規則第4号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則(改正後の第10条第1項第2号の規定を除く。)は、平成13年4月1日(以下次項において「適用日」という。)から適用する。
- 3 適用日以後公告の日までの間に貸し付けた貸付け及び貸付けを決定した貸付けに係る別表第1の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成14年6月28日規則第10号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月5日規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則の規定は、平成16年2月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月28日規則第1号)

改正 平成19年8月31日規則第13号

平成27年3月9日規則第5号

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則の規定は、平成17年11月10日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第7条第1項及び第9条第5項の規定の適用については、第7条第1項中「年3.46%」とあるのは「年3.46% (平成17年度にあっては年2.26%、平成18年度にあっては年2.56%、平成19年度にあっては年2.86%、平成20年度にあっては年3.26%)」と、「年2.88%」とあるのは「年2.88% (平成17年度にあっては年1.88%、平成18年度にあっては年2.13%、平成19年度にあっては年2.38%、平成20年度にあっては年2.72%)」と、「年3.2%」とあるのは「年3.2% (平成17年度にあっては年2.0%、平成18年度にあっては年2.3%、平成19年度にあっては年2.6%、平成20年度にあっては年3.0%)」と、第9条第5項中「年1.88%」とあるのは「年1.88% (平成17年度から平成20年度までにあっては年1.72%)」とする。

附 則 (平成18年3月31日規則第5号)

- 1 この規則は、平成18年6月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月28日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月31日規則第13号) 抄

改正 平成21年11月4日規則第9号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条並びに第14条第2号及び第3号の改正規定は、公告の日から施行する。
(利息等に関する経過措置)
- 2 平成20年1月1日から同年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「3.2%」とあるのは「2.6%」とし、同項第2号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「2.66%」とあるのは「2.46%」と、「2.22%」とあるのは「2.05%」とする。
- 3 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「3.2%」とあるのは「3.0%」とする。
- 4 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成20年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 5 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌月以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 6 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 7 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1

項各号の事由に該当するものを除く。) を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 8 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則 (平成20年12月10日規則第3号)

この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附 則 (平成21年11月4日規則第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第5号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則第14条の規定は、平成22年8月分以後の貸付けから適用し、平成22年7月分以前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月18日規則第6号)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則(以下「貸付規則」という。)附則第4項の規定は、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年4.1%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成23年6月23日規則第4号）

- 1 この規則は、平成23年8月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第5号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則により貸し付けた貸付けについては、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則により貸し付けた貸付けとみなす。
- 3 改正後の第10条第2項の規定は、施行日後に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日以後に破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについて適用し、施行日以前に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日前に破産法に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 2 月 28 日規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸付事故者になった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 2 月 20 日規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(抵当権に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の第 8 条の 2 の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、速やかに登記の抹消の手続きをとるものとする。
- 3 前項の手続きに要する費用は、借受人の負担とする。

附 則 (平成 26 年 3 月 7 日規則第 7 号)

この規則は、公告の日から施行する。

(専決年月日 平成 26 年 3 月 4 日)

附 則 (平成 27 年 3 月 9 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

(専決年月日 平成 27 年 3 月 4 日)

附 則 (平成 27 年 9 月 30 日規則第 6 号)

改正 平成 28 年 2 月 29 日規則第 4 号

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第 4 項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年總理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 4.2% を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 10 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に

貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（専決年月日 平成27年9月30日）

附 則（平成28年2月29日規則第4号）

この規則は、公告の日から施行する。ただし、第1条については、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成29年12月18日規則第10号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則第7条第1項及び第9条第5項の規定は、平成30年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第10条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則（平成30年6月28日規則第7号）

この規則は、公告の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則（令和2年2月14日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月21日規則第9号）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和4年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 第5条第1項第1号ウに掲げる者に係る貸付金の限度額は、適用日以後公告の日までの間に既に貸し付けた貸付け及び貸付けを決定した貸付けについては、この規則による改正前の給与を報酬とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

附 則（令和5年6月28日規則第9号）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された職員について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続く組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とする。

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則

別表第1（第5条関係）

組合員期間	月数
組合員期間1年以上6年未満	7月
組合員期間6年以上11年未満	15月
組合員期間11年以上16年未満	22月
組合員期間16年以上20年未満	28月
組合員期間20年以上25年未満	43月
組合員期間25年以上30年未満	60月
組合員期間30年以上	69月

(平13規則4・全部改正)

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則

別表第2 (第9条関係)

償還月数表

普通貸付

貸付金額	償還月数
10万円	24月
20万円	24月
30万円	36月
40万円	36月
50万円	48月
60万円	48月
70万円	60月
80万円	60月
90万円	60月
100万円	72月
110万円	72月
120万円	84月
130万円	84月
140万円	96月
150万円	96月
160万円	108月
170万円	108月
180万円	120月
190万円	120月
200万円	120月

特別貸付のうち医療貸付、入学貸付、結婚貸付及び葬祭貸付

特別貸付のうち修学貸付

貸付金額	償還月数
10万円	24月
20万円	36月
30万円	48月
40万円	60月
50万円	60月
60万円	60月
70万円	72月
80万円	72月
90万円	72月
100万円	72月
110万円	72月
120万円	84月
130万円	84月
140万円	96月
150万円	96月
160万円	108月
170万円	108月
180万円	120月
190万円	120月
200万円	120月

貸付金額	償還月数
15万円以上180万円以下	150月

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則

住宅貸付及び災害貸付

貸付金額	償還月数
100万円	240月
150万円	240月
200万円	240月
250万円	240月
300万円	300月
350万円	300月
400万円	300月
450万円	300月
500万円	360月
550万円	360月
600万円	360月
650万円	360月
700万円	360月
750万円	360月
800万円	360月
850万円	360月
900万円	360月
950万円	360月
1,000万円	360月
1,050万円	360月

貸付金額	償還月数
1,100万円	360月
1,150万円	360月
1,200万円	360月
1,250万円	360月
1,300万円	360月
1,350万円	360月
1,400万円	360月
1,450万円	360月
1,500万円	360月
1,550万円	360月
1,600万円	360月
1,650万円	360月
1,700万円	360月
1,750万円	360月
1,800万円	360月
1,850万円	360月
1,900万円	360月
1,950万円	360月
2,000万円	360月
2,050万円	360月

(平8規則2、平12規則6・一部改正、平27規則5・全部改正)